

# 最近の動き

## 都の動き

4月	都民向け「壁面緑化ガイドライン」を作成(4月24日、環境局) <a href="http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/04/20g4p100.htm">http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/04/20g4p100.htm</a>
第4週	「多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)」を公表
(4月24日 ~30日)	(4月25日、都市整備局) <a href="http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2006/04/70g4p100.htm">http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2006/04/70g4p100.htm</a>
	アレルギー性疾患に関する3歳児全都調査結果を公表(4月25日、福祉保健局) <a href="http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2006/04/60g4p200.htm">http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2006/04/60g4p200.htm</a>
	都の産業支援体制の再整備にかかる基本構想を策定(4月25日、産業労働局) <a href="http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/04/20g4q200.htm">http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/04/20g4q200.htm</a>
	都府施設におけるアスベスト使用のフォロー調査の結果(平成17年度末時点)
	の公表(4月26日、環境局) <a href="http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2006/04/60g4q300.htm">http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2006/04/60g4q300.htm</a>
	東京都の人口の概要 - 18年4月1日現在(4月27日、総務局)を発表 <a href="http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2006/04/60g4r200.htm">http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2006/04/60g4r200.htm</a>
	オリンピック競技大会(2016年)立候補意思表明書を提出 (4月28日、東京オリンピック招致本部) <a href="http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/05/20g51100.htm">http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/05/20g51100.htm</a>
	東京都議会花粉症対策推進議員連盟、東京ビッグサイトで 花粉症撲滅総決起集会を開催(4月28日)

(5月第1週は省略)

5月	リーフレット「東京狙い撃ちへの反論」～「骨太の方針 2006」に向けて～
第2週	を作成、総務省等へ要請活動実施(5月10日、財務局、主税局) <a href="http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2006/05/DATA/70g5a100.pdf">http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2006/05/DATA/70g5a100.pdf</a>
(5月8日	第242回関東甲信越1都9県議会議長会において、「2016年オリンピックの東京招致に関する決議」を採択(5月11日)
～14日)	第19次東京都消費生活対策審議会へ、消費者被害防止のための事業者規制のあり方について諮問(5月11日、生活文化局) <a href="http://www.metro.tokyo.jp/INET/KONDAN/2006/05/40g5c100.htm">http://www.metro.tokyo.jp/INET/KONDAN/2006/05/40g5c100.htm</a>
	「2016年東京オリンピック基本方針」を策定(5月12日、オリンピック招致本部) <a href="http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/05/DATA/20g5f200.pdf">http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/05/DATA/20g5f200.pdf</a>
	臨海三セクの東京地方裁判所への民事再生手続の開始申し立て(5月12日、港湾局) <a href="http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/05/20g5f500.htm">http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/05/20g5f500.htm</a>

第3週	第49回八都県市首脳会議が開催(5月15日)
(5月15日	石神井川など25河川について、今後20～30年間の整備の方向性を示す「河川整備計画」を公表(5月15日、建設局) <a href="http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2006/05/70g5f100.htm">http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2006/05/70g5f100.htm</a>
～21日)	「東京都地球温暖化対策計画書制度」評価結果を公表(5月15日、環境局) <a href="http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/05/20g5f800.htm">http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/05/20g5f800.htm</a>
	都内のスギ・ヒノキ科花粉の観測結果(速報)を公表(5月15日、福祉保健局) <a href="http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2006/05/60g5g100.htm">http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2006/05/60g5g100.htm</a>
	「駐車施設対策の基本方針」の改定(案)を公表(5月17日、都市整備局) <a href="http://www.metro.tokyo.jp/INET/BOSHU/2006/05/22g5h200.htm">http://www.metro.tokyo.jp/INET/BOSHU/2006/05/22g5h200.htm</a>
	遺伝子組換え作物の栽培に係る対応指針を策定(5月18日、産業労働局) <a href="http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/05/20g5j200.htm">http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/05/20g5j200.htm</a>
	東京都文化振興指針を策定(5月19日、生活文化局) <a href="http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2006/05/70g5j100.htm">http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2006/05/70g5j100.htm</a>



**「首都直下地震の地震防災戦略」発表**

**(中央防災会議、4月21日)**

近い将来マグニチュード7級の大地震が予想される首都直下地震について、「東京湾北部地震」を想定して、対策と具体的数値目標を示した。今後10年間で、住宅・建築物の耐震化率を90%、密集市街地の不燃領域率を40%以上、自主防災組織率を96%、家具の固定率を60%に引き上げ、最悪の想定死者数(約1万1000人)を半減させる。また、緊急輸送道路の橋梁耐震補強などを行い、経済被害想定額(約112兆円)を4割減らすとしている。

(<http://www.bousai.go.jp/chubou/17/>)

**「地方公共団体が所有する施設におけるアスベスト  
使用実態のフォローアップ調査」を公表**

**(総務省、5月10日)**

全地方公共団体が所有する平成8年度以前に竣工(改修工事を含む)した建築物について、吹付けアスベスト及びアスベスト含有建材の使用実態調査結果(進捗率99.3%)を公表した。

アスベスト使用箇所は12,773箇所(調査結果が判明した全体の3.2%)で、そのうち、対策が未処理なのは5,486箇所(全体の1.4%)である。総務省は、ばく露のおそれのある施設を所有する地方公共団体に対し、速やかに除去、封じ込め等の対策を講じるよう要請している。

([http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060510\\_2.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060510_2.pdf))

**「これからの少子化対策について」(少子化社会対策推進専門委員会報告、5月15日)**

「地域・家族の子育て支援」、「働き方に関する施策」、「経済的支援」の3つを柱に諸施策をまとめた。子育てマネージャーの育成、地域における子育て支援拠点の拡充、学生ボランティア・主婦・高齢者等の支援導入、育児休業取得の促進、企業の子育て支援への優遇策の検討、女性の再就職等の支援策の推進などをあげた。また、子育て世帯への経済的支援の拡充や妊娠中の検診費用の負担軽減、出産育児一時金の給付手続きの工夫、医療費等の負担軽減等を提言した。6月に閣議決定される「骨太の方針」への反映を目指している。

([http://www8.cao.go.jp/shoushi/suisin/suisin1\\_3.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/suisin/suisin1_3.html))

**「グローバル戦略」を策定**

**(経済財政諮問会議、5月18日)**

2010年までに、国際社会において産業や知的面でリーダーシップを発揮できる国を目指し、今後1、2年で取り組むべき施策を掲げた。例えば、国際学力調査での世界トップレベルの達成、若者フリーターを約2割減少させ、英語力ではTOEIC700点程度以上の者を倍増させるほか、成田空港で約1割、羽田空港で約4割の能力増強のための施設整備等を行う。また、外国人旅行者数を1000万人にし、都心から成田空港までの鉄道アクセスを30分台にするなどにより交流人口の拡大を図り、地域の多文化共生社会を推進し、国際競争力の強化を目指すとした。

(<http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2006/0518/agenda.html>)

第164回国会（常会）における状況

( [http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_gian.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm) )

成立した主な法律

件名	公布年月日
中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律	4月26日
海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律	5月17日
道路運送法等の一部を改正する法律	5月19日
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律	5月24日
簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 ほか 行政改革関連3法	(5月26日成立)
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	(5月26日成立)

審議中の主な法律



教育基本法案（4月28日提出） <法案の概要>

1 教育の目的及び理念

教育の目的として「人格の完成」、「国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」を規定

教育目的を実現するために達成すべき具体的内容を「教育の目標」として規定  
「生涯学習の理念」及び「教育の機会均等」を規定

2 教育の実施に関する基本

義務教育、学校教育、教員、社会・政治・宗教教育に関する規定を見直す  
新たに、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域の連携協力などについて規定

2 教育行政

教育の適切な実施を保障し、その振興を図るため、教育行政のあり方や責務、教育振興基本計画の策定などについて規定

(文部科学省HPから作成)

6月1日施行の法律



道路交通法の一部を改正する法律 <違法駐車対策関係 改正のポイント>

・ 放置車両に係る使用者責任の拡充

放置駐車違反について運転者が反則金の納付をしないとき等は、公安委員会は車両の使用者に対し放置違反金の納付を命ずることができることとした。

(使用者が滞納の場合は、車検の更新ができなくなる等の措置がとられる。)

・ 放置駐車取締り関係事務の民間委託

放置車両確認と標章の取付けを、警察官又は交通巡視員に行わせるほか、民間委託できることとし違法駐車取締り関係事務の民間委託範囲を拡大する。(受託は各都道府県公安委員会に登録した業者。駐車監視員は講習を受講し資格を取得。)

(警察庁HPから作成)

( 道路交通法改正については、5月発行の時の話題(第7号)をご参照ください。)

## 特集「地方分権21世紀ビジョン懇談会」をめぐって

「地方分権21世紀ビジョン懇談会」(総務大臣のもとに設置)は、今回の三位一体の改革後の将来の地方分権の具体的な姿と、それを実現するための抜本的な改革案について、「骨太の方針2006」に反映されることを目指し本年1月から検討を行い、このたび5月26日、報告書を取りまとめた。

なお、「骨太の方針2006」では、2011年の基礎的財政収支(プライマリーバランス)の均衡に向けた歳出・歳入一体改革の具体策などを明らかにすることとなっている。

〔メンバー〕

猪瀬直樹(作家) 大田弘子(政策研究大学院大学教授、座長) 小早川光郎(東京大学大学院法学政治学研究科教授) 島田晴雄(慶應義塾大学経済学部教授) 本間正明(大阪大学大学院経済学研究科教授) 宮脇淳(北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授)

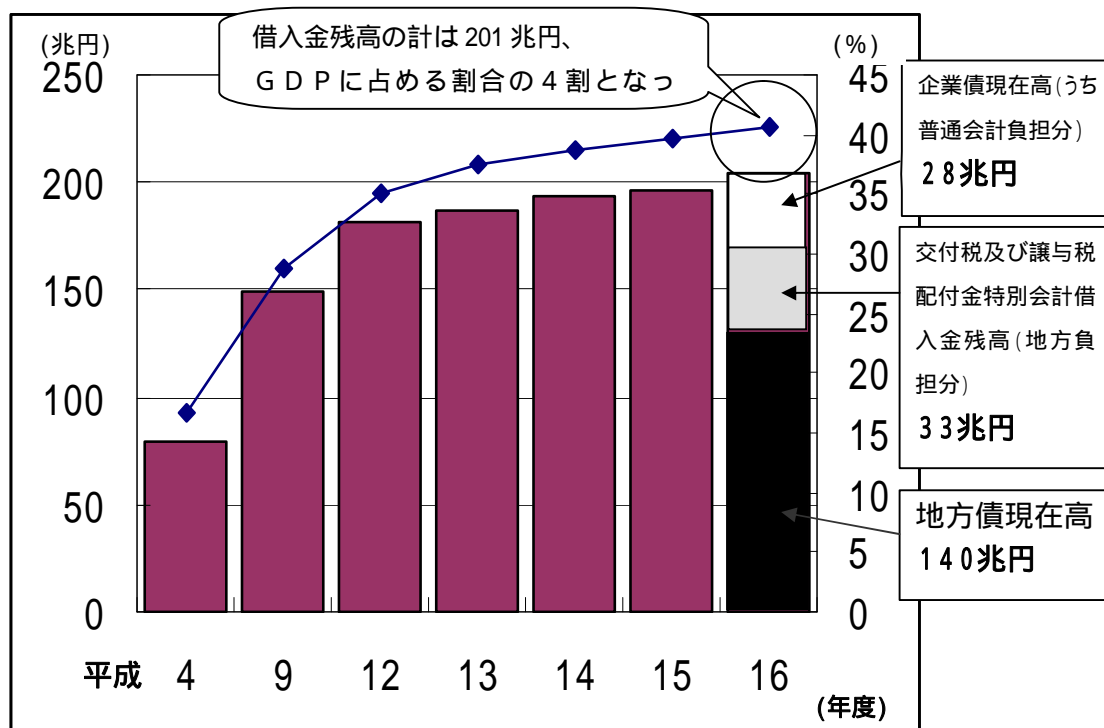
### 背景

普通会計が将来にわたって負担すべき借入金という観点からみた地方の長期債務残高は、2004年度末には201兆円、国内総生産(GDP)の4割となった。

(2006年度末には、204兆円の見込み。)

(平成18年3月 総務省「地方財政の状況」より、図1 参照)

図1 地方の普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移



棒グラフ:借入金の残高。 折れ線グラフ: GDPに占める割合。

出典:平成18年3月 総務省「地方財政の状況」

(以下、4月17日付日経グローバル「フォーカス 地方交付税の改革論議がヤマ場に」から引用)

国と地方を合わせた長期債務残高は2006年度末で前年度比5兆円増の775兆円の見込みで、GDPの1.5倍に達する。

政府は国と地方を合わせたプライマリーバランス(PB、基礎的財政収支=公債発行以外の歳入と公債の元利払い費を除いた歳出の差)を2011年度に黒字化する目標を掲げている。PBは行政サービスの経費を公債などの借金に頼らずに賄えているかを示す指標で、2006年度はGDP比で政府部門全体が2.8%の赤字。地方は0.4%の黒字だが、国は3.2%の赤字だ。

### 検討のねらい

(以下、4月8日付週刊東洋経済「竹中改革を読むQ&A」から引用)

ただ、竹中氏は増税路線とは一線を画すと言明している。「国と地方が歳出を減らせば、国債も交付税も減らすことができる」(12月2日の会見)という。

「交付税を減らしても、地方債を増やさなければならないならば、国と地方のプライマリーバランスには何も影響を受けない」重要なのは最終支出をいかに減らすかだ」というのが、竹中氏の持論だ。(略)

その最大の焦点は、自治体の歳出・歳入を保障している地方財政計画の廃止もしくは縮小だと見て間違いないだろう。

さらに、

(以下、5月18日付読売新聞「交付税 激論」から引用)

竹中総務相は10日の経済財政諮問会議で、人口などを基本にした新たな制度を2007年度予算編成から導入すると提案した上で、「国から地方への大幅な税源移譲は不可欠だ」と強調した。

**懇談会報告の概要は、次頁「分権改革プログラムの概要と実施スケジュール」参照。**

## 分権改革プログラムの概要と実施スケジュール

新分権一括法	国と地方の権限と責任を明確化。
地方債の完全自由化	地方債の発行条件の統一交渉の廃止。/ 地方債に対する交付税措置の廃止。
再生型破綻法制の整備	3年以内に制度整備。
税源配分の見直し	国と地方の税収比1：1(3年程度で実現)。
新型交付税	人口、面積を基本に配分 / 法令等により行政サービスの提供水準が義務づけられていない部分から始め、順次拡大。
地方行革の新指針	人件費削減 / 情報開示の徹底 / 地方公開改革など。

内 容	実施スケジュール		
	短期	中期	長期
	今夏の予算要求、税制改正要望等に反映し、今秋までに実現に着手	3年程度で実現	10年後までに実現
新分権一括法	地方制度調査会等の場で、今秋までに検討に着手。	2年を目途に結論。3年以内に提出。	
地方債の完全自由化	10年後の交付税措置廃止に向けて、初年度にふさわしい措置。 地方債発行条件の統一交渉の廃止。	小規模自治体の資金調達は共同地方債等に対応。( )	協議制の廃止。  新発地方債に対する交付税措置の廃止。( )
再生型破綻法制の整備	今秋までに制度の概要を作成・公表	3年以内に、制度整備。	(移行期間)
税源配分の見直し	税源移譲の制度設計の検討。	国と地方の税収比1:1。交付税・補助金から3年間で5兆円規模の税源移譲。	国と地方の税収比、4:6に近い水準。
交付税改革 新型交付税 不交付団体の拡大	19年度予算から導入。 19年度予算において所要の歳出削減。税源移譲の制度設計の検討。	3年間で5兆円程度規模を目指す。 人口20万以上の自治体の半分。	新分権一括法に伴い割合を拡大。 人口10万人以上の自治体の半分。
地方行革の新指針	今夏、策定・公表。		

報告書のとりまとめにおいて、意見の一致に至らなかった内容を示す。

## 検討にあたってのポイント



### ポイントその1 交付税制度について

#### 懇談会のまとめでは

「地方交付税については、国の規制・関与の廃止・縮小を大胆に進めるとともに、結果平等から機会平等への転換を目指すべきである。(略)地方が自由に歳出を決定できる部分を拡大すべきである。地方が自由に歳出を決定する部分については、現行の複雑な交付税の算定基準を抜本的に改め、誰でもわかる簡便な算定基準に順次変えていくべきである。」

(以下、4月8日付週刊東洋経済「竹中改革を読むQ & A」から引用)

#### 竹中懇談会がメスを入れる交付税制度の暗部とは？

実は、現在の地方交付税制度にも“伏魔殿的な要素”がある。後述する「事業費補正」による一部の自治体への傾斜配分や、その一環である地方債の元利償還費を交付税で補填する制度が代表例だ。

そもそも交付税制度とは、全国津々浦々の自治体が行政サービスを実施する際に必要な標準的な歳出(基準財政需要額)に対して、自前の財源(基準財政収入額)では不足している際に、その不足分を国が保障する仕組みだ。ところが、その基準財政需要額の算出プロセスに大きな問題点がある。

基準財政需要額は次の算式によって算出される。すなわち、「基準財政需要額」=「単位費用」×「測定単位」×「補正係数」(略)

だが、各項目の「単位費用」×「測定単位」を足し合わせたただだと、規模の大きな自治体に有利に働いてしまう。人口が少ない自治体ほど人口一人当たりの経費は割高になる。こうした行政コストの差を是正するのが補正係数だ。

(中略)

交付税制度が創設された1954年当時、「補正係数は6種類のみで、それぞれの算定方法も現在より単純なものだった」(神野直彦、池上岳彦編『地方交付税何が問題か』)。その後、行政需要をきめ細かくとらえるために補正係数は増えていき、算定も精緻になっていった。たとえば、人口に比較して公立保育園児童数が多い自治体には、「密度補正」によって基準財政需要額を増額するといった具合だ。



## 交付税の仕組みを使って自治体を公共事業に誘導

1962年に導入された事業費補正は、国の公共事業計画に参加する自治体に対して、補助金で賄われない「裏負担」(自治体独自の負担)の一部をカバーするために設けられたもので、「交付税措置」と呼ばれる。

さらに90年代に入ると、対米公約として「公共投資630兆円計画」がブチ上げられる中で、地方単独事業によるハコモノ建設が奨励されるようになった。竹下内閣時代の「ふるさと創生一億円事業」を前身とする「まちづくり特別対策事業」や、その後釜である「ふるさとづくり事業」がそれだ。(略)

その際、旧自治省は総事業費のうち約75%について、自治体による「地域総合整備事業債」(地総債)の発行を可能にしたうえ、後の年度には自治体の財政力に応じて地総債の30~55%に相当する額について、交付税措置を行った。

つまり、ふるさとづくり事業を行う自治体には、手厚い財政支援を行ったのである。

2002年度に廃止されるまでの14年間に発行された地総債は、十数兆円に上る。2003年度末時点でも、8兆7000億円の未償還残高が残っている。

総務省によれば、事業費補正によって、特定の自治体に傾斜配分された基準財政需要額はここ数年、3兆円規模に達している。その多くが交付税で賄われているもようだ。反面、ハコモノ行政に手を染めなかった自治体は、交付税総額に限りがある中で、割を食っている。

また、ハコモノ行政による費用を交付税が賄い続ける中で、交付税特別会計の借金の残高は05年度末推計で51兆円に膨れ上がってしまった。(そのうち地方の負担分は33兆円)



### ポイントその2 地方債の自由化、破綻法制の導入

#### 懇談会のまとめでは

「地方債の発行について、地方の自主性に委ねられ、資本市場において各自治体の信用力に応じた地方債の格付けが行われる状況が速やかに実現されるよう、国は環境整備等に取り組むべきである。また、情報開示を徹底しながら、地方債の多様化を実現すべきである。」「10年後までに地方債の完全自由化を実現する。」

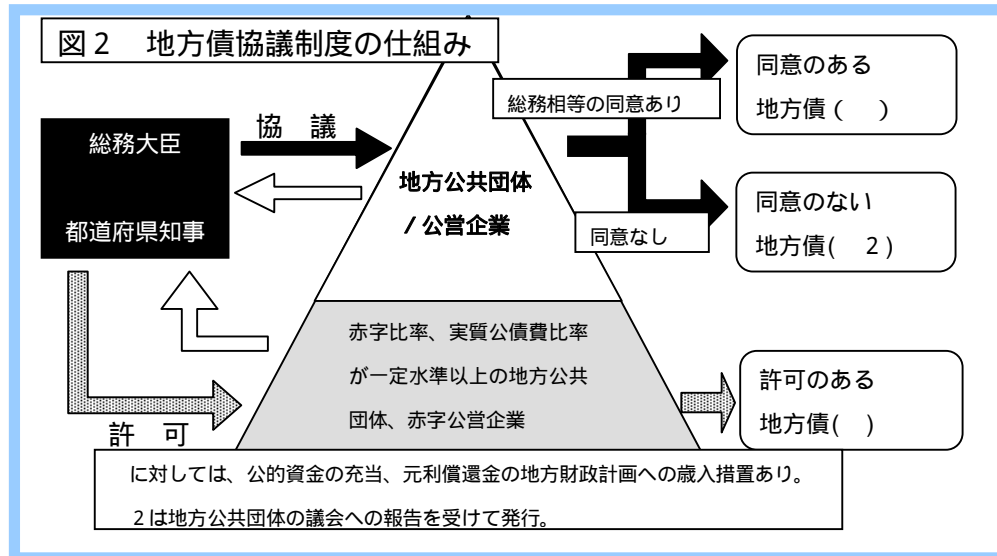
「早期是正措置によって財政破綻の事態を回避し、再生への道筋を明らかにすることが重要である。」

すでに地方債発行の規制は緩和の方向に

(以下、4月8日付週刊東洋経済「竹中改革を読むQ&A」から引用)

もちろん、総務省も手をこまねてきたわけではない。規制緩和と市場メカニズムの導入を通じて、地方債発行に規律を持たせようとしてきた。これまでも市場公募債の発行を後押しする一方、4月にスタートする「地方債協議制度」(図2参照)では、発行規制を大幅に緩和した。これまで国の許可なしに発行できなかった地方債は、原則的には国の同意さえ取れば、自由に発行できるようになった。

同意債は公的資金(財政投融资資金や郵政公社資金、公営企業金融公庫)によって引き受けてもらうことができるが、不同意債は100%民間資金に頼ることになる。また、不同意債は、元利償還金を地方財政計画へ算入してもらうこともない。つまり、交付税の対象とする形で地方債の償還を国に面倒見てもらうことはできないのだ。



(以下、4月8日付週刊東洋経済「特集 自治体を襲う竹中ショック」から引用)

最も恐れているのは、郵便貯金などの公的資金がさらに減少し、配分も重点化されること。これまで地方債は公的資金や地元の金融機関に引き受けてもらっていたら済んだのが、今後は地方債をいつ発行できるかわからなくなる」(総務省)。

地方債計画額に占める政府資金(財政投融资資金と郵政公社資金による引き受け)の比率は年々低下しており、ピーク時の1988年度に63%に達していた政府資金の比率は、2006年度にはついに30%を切る。

もはや自治体の命運は市場が握りつつある。世界最大の自治体向け金融機関「デクシアグループ」(フランス、ベルギー)が日本での銀行免許申請に踏み切ったのも、そうした自治体を取り巻く環境変化を見越してのものだ。自治体は好むと好まざるとにかかわらず、市場に向き合わざるをえなくなっている。

そこで、破綻法制の議論が。

今後、中央政府の関与ではなく、自治体自身が財政規律を保ち、市場のルールに従って借金。

そのために

米国のように破たん法制を整え、債務不履行の際のルールが必要。

これまで自治体には「破綻」という概念が存在しなかった。

(引き続き、4月8日付週刊東洋経済「特集 自治体を襲う竹中ショック」から引用)

法律上も破綻についての条文がない。一方、国は毎年度にわたって地方財政計画を作成し、自治体が必要とする支出は地方交付税の配分を通じて保障してきた。そのことも、自治体の債務不履行がありえない理由だった。

ところが、竹中氏はその常識を180度転換させようとしている。竹中氏の懇談会に提出された資料や議事の概要を見ると、再生型の破綻法制を検討、

破綻の予防機能を重視し、早期是正措置を導入、自治体の監視のため、第三者機関を設立、破綻した自治体の首長や職員、住民の責任明確化、などを中心に議論している。

これに対し、地方側は、「市場が地方債を引き受けやすい環境を整備していくことは必要。しかし、債権カットなどのデフォルトを前提とした制度を構築すると、市場からそれだけでより高い金利設定を求められる可能性があり、自治体ひいては住民の負担増になるため一部の場合を除き適当ではない。」と主張している。(地方六団体設置の新地方分権構想検討委員会 中間報告より)

#### 地方側の反応

こうした動きに並行して、地方六団体が設置した新地方分権構想検討委員会は、5月11日、「分権型社会のビジョン(中間報告)」をまとめた。

地方六団体は同委員会の報告をふまえ、総務大臣と地方交付税を中心とする地方財政全般について協議を進める一方、地方六団体として「地方分権の推進に関する意見 地方財政自立のための7つの提言」をとりまとめ、内閣及び国会に対し提出することを決定した(5月30日)。

(なお、これは地方自治法第263条の3第2項の規定に基づく意見提出権の行使であり、平成6年の「地方分権の推進に関する意見書」以来、12年ぶりとなるものである。)

## 地方分権の推進に関する意見 地方財政自立のための7つの提言 (地方六団体)

- 提言1 「新地方分権推進法」の制定  
地方分権の基本理念、推進計画の策定、地方行財政会議の設置等について定める。
- 提言2 「地方行財政会議」の設置  
国と地方の協議の場を法定化する。
- 提言3 地方税の充実強化による不交付団体の大幅増  
地方が担う事務と責任に見合う国と地方の税源配分とする。  
地方消費税と個人住民税の充実強化を図り、地方共有税(地方交付税)に依存せず自分たちの税金で自主的な財政運営が可能な自治体の数を大幅に拡大する。  
地方税は地域偏在性が比較的少ない税目構成とし、地方共有税(地方交付税)の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにする。  
これにより、まずは国税と地方税の税源配分を5:5とする。
- 提言4 「地方交付税」を「地方共有税」に  
国税という形で徴収されているものの一部となっているが、本来地方の固有財源であり、また自治体全体で共有している財源である。  
従って地方共有税に名称変更し、配分の決定に地方が参画できる仕組みを導入すべきである。
- 提言5 税源移譲に対応し、国庫補助負担金の総件数を半減(一般財源化)  
当面は国庫補助負担金の総件数を約200とする。(平成17年度は439件)  
補助負担率を引き下げるのではなく、国庫補助負担金そのものを廃止する。
- 提言6 国と地方の関係の総点検による財政再建  
国と地方の役割分担の明確化、国による関与・義務づけの廃止・縮小などを行う。  
給与の適正化を含めた地方行革及び国自身の行財政改革を実施する。  
地方交付税は、自治体が、法令等による歳出や事務事業の義務づけを含め地域に必要不可欠な公共サービスを提供できるよう、財源保障を行っているものであり、その性格上、目標を設けて削減することにはなじまない。
- 提言7 財政再建団体基準の透明化、首長・議会責任の強化、住民負担の導入  
財政再建団体となる基準等について、企業会計、三セクも考慮した透明性の高い財政指標を開発するなど。

(注)アミかけ部分は、地方交付税に関して触れている部分。

## 東京都の主張

～「地方交付税を中心とした地方財政の圧縮の動き」  
に関連して～

地方六団体の意見の【提言3】では、「地方税は地域偏在性が比較的少ない税目構成とし、地方共有税（地方交付税）の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにする。」としている。

これについては、現在、国が「骨太の方針2006」の策定を進めるなかで、いわゆる「東京富裕論」を背景に、東京から財源を吸い上げ、地方に再配分することで国の歳出削減に結びつける動きが浮上していることを考えると、東京都の基幹税となっている法人住民税の一部を国税へと移管し、地方共有税の原資とする動きにつながるおそれがある。

このため都は、地方六団体の意見のとりまとめに際し、全国議長会及び全国知事会の場においても、そうした動きを牽制する旨の主張を行った。

これまでも東京都は5月10日、リーフレット「東京狙い打ちへの反論」を作成し、総務省等に要請活動を行い都民にも訴えとともに、5月29日開催の東京都税制調査会でも「地方税源のさらなる充実確保」を求める緊急提言をまとめ、国に強く要請することとしている。

### 東京都の主張内容

～リーフレット「東京狙い撃ちへの反論」から～

法人二税の分割基準の見直しの動きについて、分割基準等を自治体間の財源調整の手段として用いることは、地方自治体の課税権の侵害。

法人事業税は「事業活動規模」に応じ、また法人住民税は事業活動の成果としての「所得」に応じて課税するものであり、人口を基準として税収を配分することは、その課税根拠を全く無視したものである。

法人は、事業活動を行うために自治体から様々な行政サービスを受けており、地域の構成員として応分の負担をすべき。地域の基幹税である法人二税の国税への移管は、非常に不合理。

法人二税の比重を減らせば、税収確保に向けた企業誘致、産業振興等に対する自治体のインセンティブが失われるおそれ。

従って、国と地方を通じた税制の見直しにあたっては、国と地方の事務分担について抜本的な議論を行い、受益と負担の関係をふまえた税目のあり方を検討することが不可欠。

東京都が地方交付税の不交付団体であり財源が余っているから、これを他の自治体へ回すべきとの意見がある。しかしこのようなことを行えば、受益と負担の関係をさらに弱め、財政運営の責任を不明確にするなど、地方分権に逆行し、地方自治の本旨にもとるもので、合理性がない。

## 東京都税制調査会の緊急提言内容

地方法人課税が、引き続き地方自治体の財政を支える重要な基幹税としての役割を積極的に果たしていけるよう、撤廃または縮減などを行わないこと。

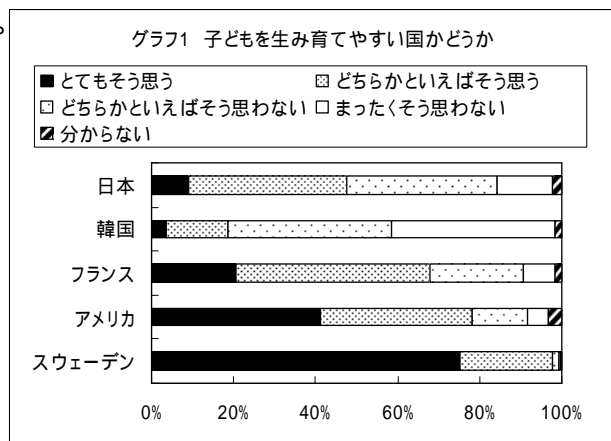
消費税と地方消費税との税源の割合を現行の4対1から、5対5とするなど、さらなる税源移譲を進めること

法人事業税及び法人住民税の分割基準を財源調整の手段として用いないこと。

内閣府は、日本、韓国、アメリカ、フランス、スウェーデンの5か国で、出産や育児等に関する意識調査を行い、4月27日に結果を公表した。20歳から49歳までの男女を調査対象とし、各国1,000人以上から回答を得た。

「あなたの国は、子どもを生き育てやすい国ですか」の質問には、「とてもそう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、日本では計48%にとどまった。スウェーデンは98%、米国も78%に達した（グラフ1）。

また、子育て経験者への「子育てにあたりどのような制度を利用しましたか」の質問には（表1）日本では「幼稚園」「保育所（認可以外の保育所、保育園等を含む）」を始めと



出所：内閣府「少子化社会に関する国際意識調査」より

表1 子育てにあたって利用した制度（いくつでも選択可）（単位：％）

	1	2	3	4	5
日本	幼稚園 39.1	保育所 29.4	特にな 26.1	産前・産後休業 制度 18.6	育児休業制度 9.6
韓国	幼稚園 46.6	特にな 31.5	産前・産後休業 制度 15.5	保育所 11.3	育児休業制度 6.6
アメリカ	産前・産後休業 制度 48.2	子どもの看護のた めの休暇制度 42.8	企業が従業員向け に作った託児所 38.5	保育所 36.5	父親休暇制度 27.3
フランス	産前・産後休業 制度 46.4	幼稚園 42.8	育児休業制度 41.7	父親休暇制度 18.1	保育所 17.3
スウェーデン	育児休業制度 94.7	保育所 84.2	父親休暇制度 77.6	産前・産後休業 制度 68.4	幼稚園 68.0

して、各制度の利用率は5か国の中では相対的に低くなっている。

これに対し、スウェーデンの制度利用率は、いずれの制度も利用率が5か国の中で最も高い（「育児休業制度」94.8%、「父親休暇制度」77.6%など）。また、アメリカでは、他の4か国には見られないが、「子どもの看護のための休暇制度」、「企業が従業員向けに作った託児所」を利用している人が多いのが特徴的である。

「育児を支援する施策として、何が重要だと思いますか」の質問には、アメリカ、フランス、スウェーデンの3か国で「フレックスなど柔軟な働き方の推進」が1位となっている。

（参考）各国の合計特殊出生率（2003年）

日本	1.29	アメリカ	2.04	スウェーデン	1.71
韓国	1.16	フランス	1.89		

政府は、少子化社会対策推進会議を設置し、戦略的な少子化対策を取りまとめており、6月に制定される「骨太の方針2006」に盛り込む予定である。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/cyousa/cyousa17/kokusai/ishiki.pdf>

# 経済の動き

## 国内の動き

～内閣府「月例経済報告 平成18年5月16日」(主に3月の状況)による。～

**当月は、前月との変化はなし。**

「景気は、回復している。」

- ・企業収益は改善し、設備投資は増加している。
- ・個人消費は、緩やかに増加している。
- ・雇用情勢は、厳しさが残るものの、改善に広がりが見られる。
- ・輸出は増加し、生産は緩やかに増加している。

先行きについては、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる。一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要がある。

<http://www5.cao.go.jp/keizai3/2006/0516getsurei/henkou.pdf>



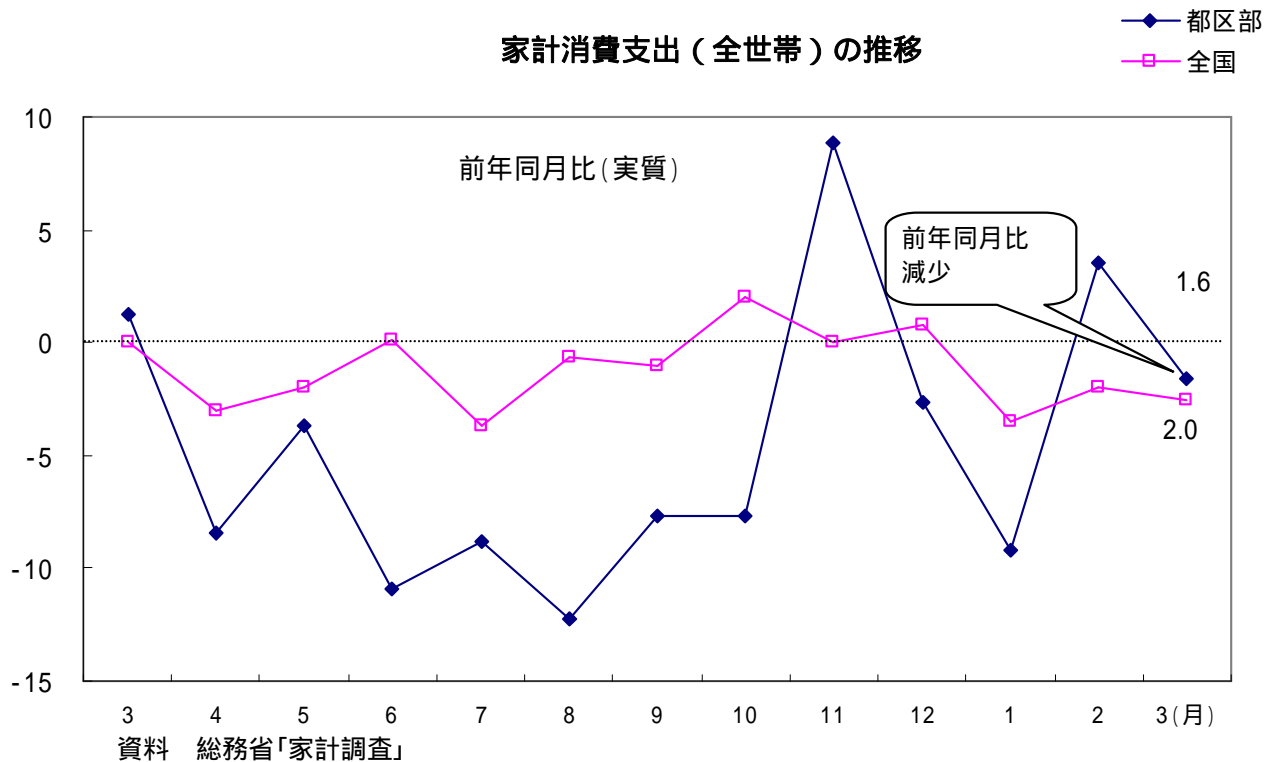
## 都内の動き

主要経済指標（3月を中心とする）について

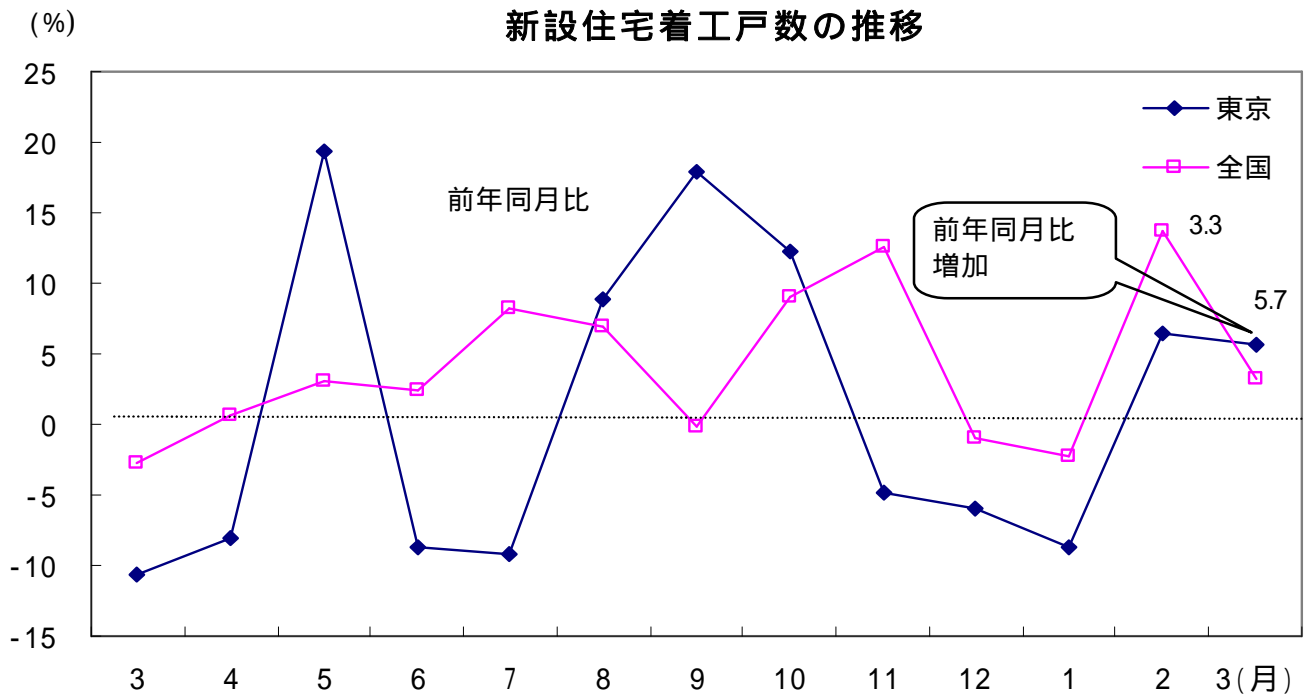
～ 出典：東京都産業労働局 「産業・雇用就業統計（平成18年5月）」～

家計消費支出（東京都区部）	3月は、前年同月比で減少した。
新設住宅着工戸数（東京都）	3月は、前年同月比で増加した。
東京都工業指数（東京都）	生産は、2ヶ月ぶりに減少した。
完全失業率（東京都）	1 - 3月は前期と変わらず4.3%であった。
有効求人倍率（東京都）	3月は1.59と、27ヶ月連続で1倍を超えている。

### 家計消費支出：2か月ぶりの減少（前年同月比）

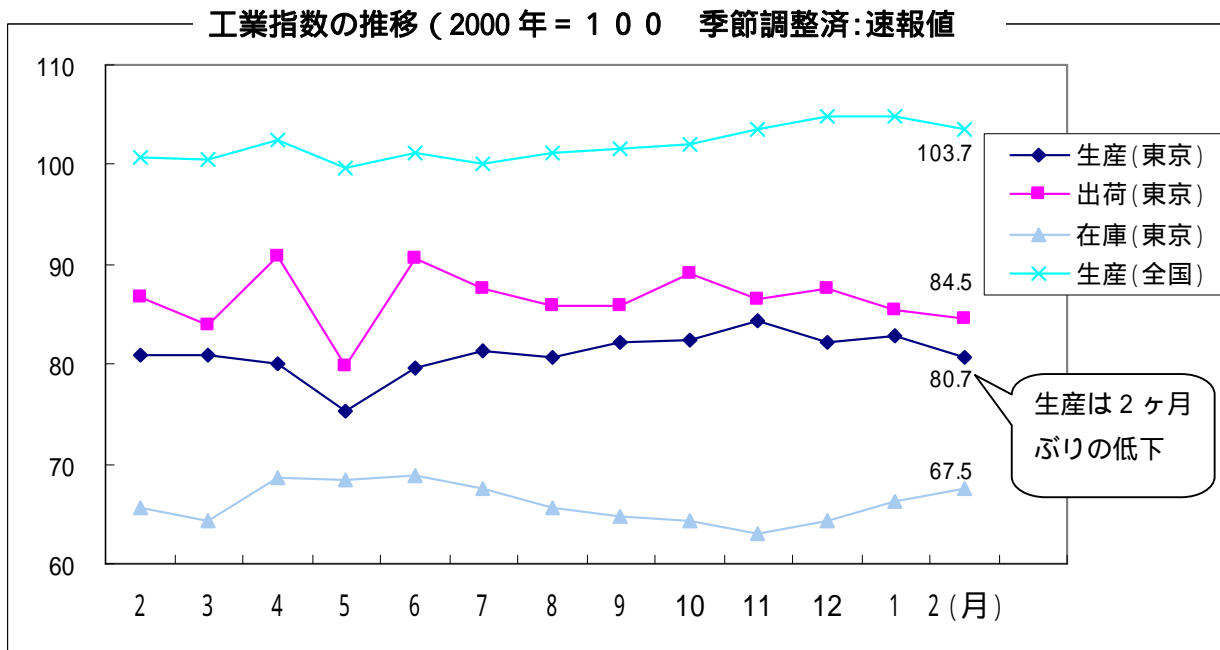


**新設住宅着工戸数：2か月連続で増加（前年同月比）**



資料 国土交通省「建築着工統計調査報告」

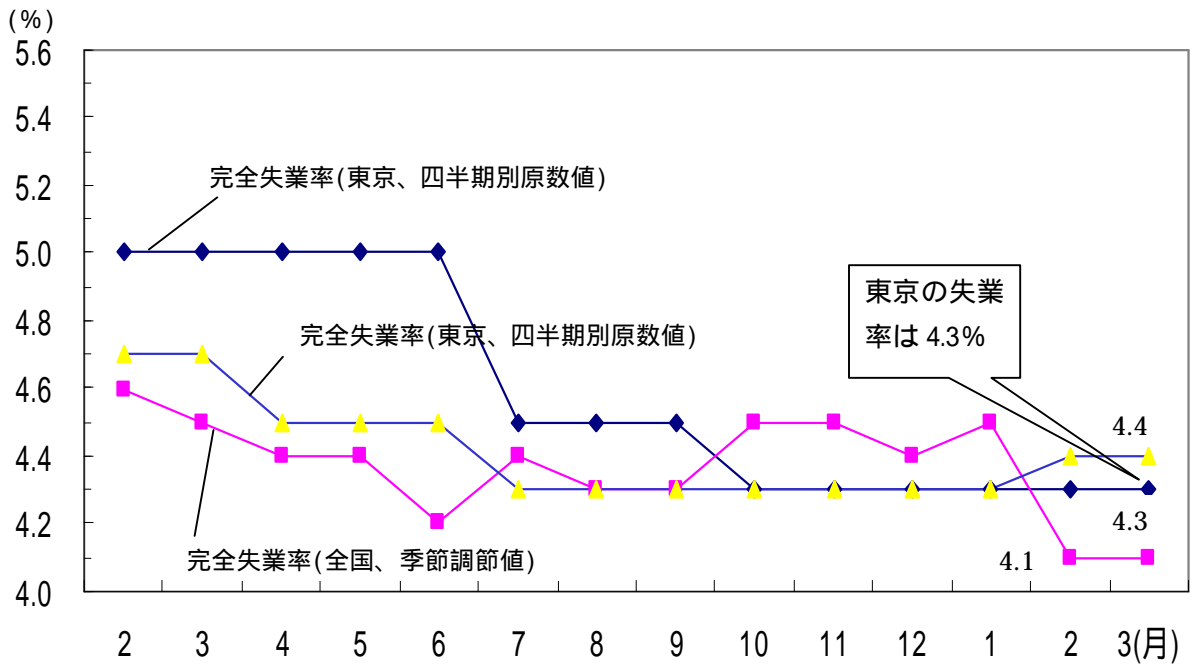
**工業指数：2か月ぶりの低下**



注 全国は鉱工業の指数である。

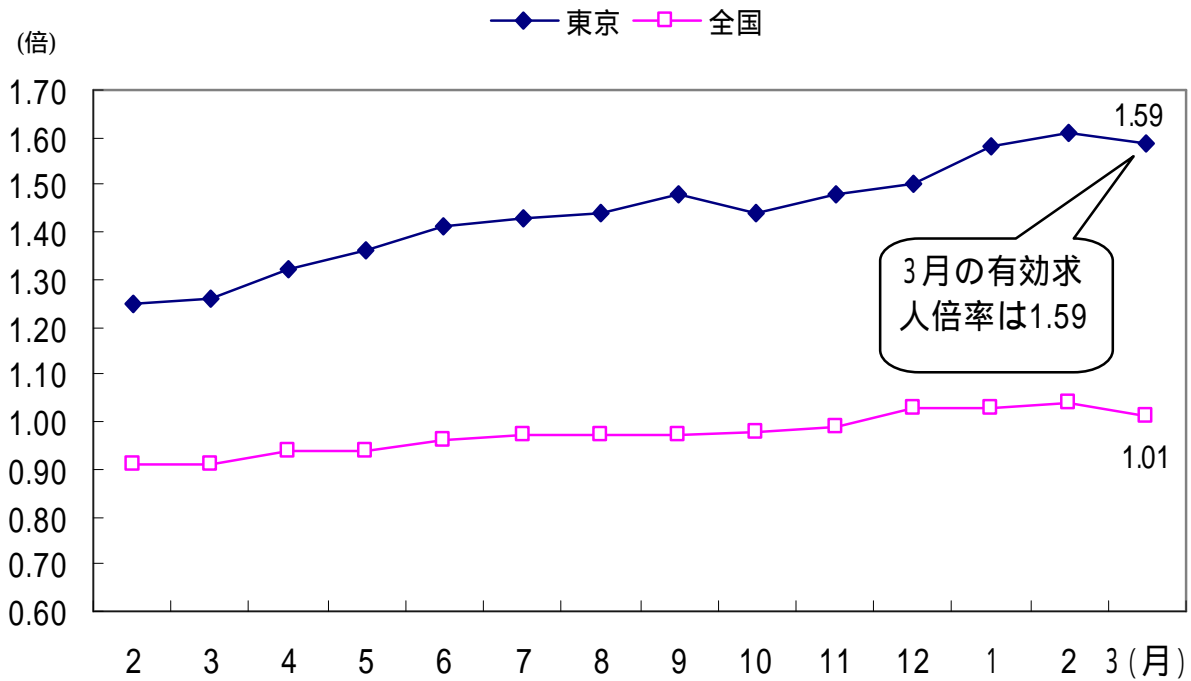
資料 東京都総務局「東京都工業指数月報」、経済産業省「鉱工業生産・出荷・在庫指数」

**完全失業率:前期と変わらず、4.3%**



資料 東京都総務局「東京の労働力」、総務省「労働力調査」

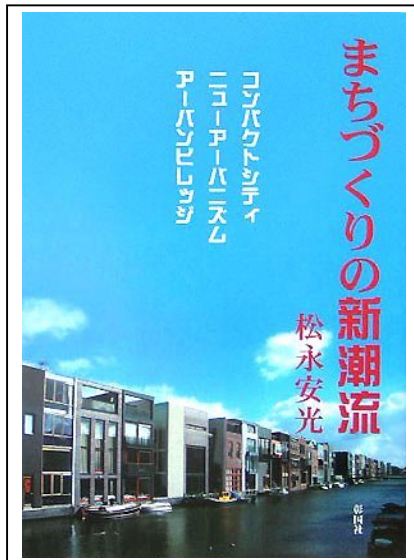
**有効求人倍率: 3月は1.59**



資料 厚生労働省、東京労働局「職業安定業務統計」

# お知らせ

図書館の新着図書のなかから、ピックアップしてご紹介いたします。



## 「まちづくりの新潮流」

### 《目次》

- 第1章 20世紀の失敗
- 第2章 新しいコンセプト
- 第3章 アメリカのまち巡り
- 第4章 イギリスのまち巡り
- 第5章 EUのまち巡り
- 第6章 21世紀のまちづくり
- 第7章 アーバンデザインの実践

### 解説

本書は、筆者が3年にわたり欧米のまちづくりの最先端の現場をまわり、その成果をまとめたものである。

本書では、20世紀のまちづくりは、いくつかの失敗があるという。統計資料によれば、高層化は犯罪の増大を招いたという。また高層化などによって意図的に生み出された広い空地は場合によっては危険な場所となる。また働くところ、住むところ、楽しむところなどの分離は交通量の増大を招く一方、人口が分散化することでまちの賑わいを損なう結果を生んでいる、といった具合である。

そこで21世紀のまちづくりの潮流は、これまでの拡大発展を志向する方向に対して、むしろ縮小高密度化する方向にあり、これを総称して「コンパクトシティ」と呼ぶことが多い。コンパクトシティとは持続可能な都市（サステイナブルシティ）でもあり、欧米で広まっている動きである。具体的には、徒歩圏内での地域計画、用途や機能の混合、空地や既存の土地の再利用、多様な居住者によるコミュニティーの形成、消エネ、公共交通の整備と利用促進などをまちづくりの指針としている。

本書はこうしたまちづくりの新潮流が具体的に見られる欧米各都市の実例を豊富に紹介している一冊である。

議会図書館では、ここでご紹介したものを含め、議員の皆様の調査に役立てていただくよう図書、資料をそろえてまいりますのでどうぞご利用ください。